

令和3年度 9月 新潟市西区農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和3年9月30日(木) 午後3時00分から3時40分
- 2 開催場所 西区役所 3階 303会議室
- 3 出席委員(15人)

1番(会長) 本間雄一	2番 本間直一	3番 池田一彦
4番 江端美春	5番 大嶋喜芳	6番 梶原政好
7番 高杉隆司	8番 高井利明	9番 原田秀一
10番 松井市雄	11番 岩野惣市郎	12番 鈴木淳子
13番 丸山和秀	14番 渡邊正行	
15番(会長職務代理者) 渡部藤四夫		
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員選出
 - 第2 議 事

議案第36号	農地法第4条許可申請に関する処分決定について
議案第37号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第38号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について
議案第39号	新潟市西区農業委員会文書事務取扱要領の廃止について
議案第40号	新潟市西区農業委員会行政文書管理規程の制定について
報告事項	新潟市農用地利用配分計画(案)について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	中島 剛	事務局次長	佐藤 清隆
農地係長	上田 芳則	農政振興係長	五十嵐芳彰
- 7 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、これより 9 月定例総会を開催します。 議事日程に従い、進めさせていただきます。 本日は、全員ご出席です。 本日の総会は新潟市西区農業委員会会議規則第 4 条の規定により定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告いたします。 それでは委員会会議規則第 5 条の規定により、本間会長から議長を務めていただきます。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>(挨拶)</p>
議 長	<p>それでは、議事録署名委員について、お諮りします。 議事録署名委員は、議長である私に一任いただけますでしょうか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんからご異議がございませんので、4 番、江端美春委員、5 番、大嶋喜芳委員を指名します。 それでは、議事として提案している案件に入ります。 議事の都合上、追加議案の議案第 3 8 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案を説明する前に、案件を地区別にまとめた 3 ページの総括表をご覧ください。 9 月総会における許可案件は、赤塚地区、4 条許可 1 件、黒埼地区、3 条許可 1 件、4 条許可 1 件、全地区合計 3 件です。 それでは、議案を説明します。 追加議案 1 ページ、議案第 3 8 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてです。本案件は、令和 3 年 9 月 2 7 日付け、新潟市長許可案件につき、西区農業委員会に意見照会があったものです。 第 2 地域、黒埼地区です。1 号、所在は西区鳥原で、田畑合計 9 9 4 m²について、後継者に贈与する案件です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりましたが、議案第 3 8 号は出席委員が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項の議事参与制限の規定により関係委員は退室してください。</p>

議 長	<p>(関係委員退室)</p> <p>それでは議案第38号に、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第38号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、お諮りします。</p> <p>議案第38号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第38号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>審議が終了しましたので、関係委員は入室してください。</p> <p>(関係委員入室)</p>
議 長	<p>次に、議案第36号、農地法第4条許可申請に関する処分決定について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5ページ、議案第36号、農地法第4条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>第1地域、赤塚地区です。1号、所在は、西区谷内で畑2筆1, 130㎡について、農家住宅及び車庫兼物置・露天駐車場敷地とする案件です。農地区分は第3種農地です。本申請は、既に転用行為が完了していることから追認許可としてよいか判断するものです。</p> <p>2号、所在は西区黒鳥で、畑1筆983㎡について、共同住宅建築敷地とするものです。</p> <p>農地区分は第3種農地で、都市計画法第29条の申請が出されています。</p> <p>1号、2号とも、調査委員会案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、各地域調査委員長から報告をお願いします。</p>

<p>第1 地域調査委員長 (6 番)</p>	<p>調査案件は、議案第36号、農地法第4条許可申請に関する処分決定について、1件です。</p> <p>1号は赤塚地区です。9月15日に申請地の現地確認を行った結果、現況は露店駐車場及び車庫兼物置が設置されていました。</p> <p>申請地は、昭和58年に農家住宅を建築し、その後、車庫兼物置を建築、また、平成20年10月頃から経営する会社の駐車場として使用しており、法令の理解不足から無断転用となっていました。</p> <p>今回の申請で追認許可となれば、無断転用が解消となります。</p> <p>つづいて、聞き取り調査に移り、申請代理人から申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>他に違反転用をしている農地はないかとの質問には、違反転用はないと回答しました。</p> <p>申請地は、既存集落に隣接した第1種農地で、農地転用許可基準イ－(イ)－c－(e)「周辺地域に居住する者の生活上、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、追認許可として問題はないと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用についての説明を行い、調査を終えました。以上です。</p>
<p>第2 地域調査委員長 (10 番)</p>	<p>調査案件は、議案第36号、農地法第4条許可申請に関する処分決定について、1件です。</p> <p>2号、赤塚地区です。9月15日に申請地の現地確認を行った結果、現況は休耕畑でした。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、確認しました。</p> <p>つづいて、聞き取り調査に移り、代理人から申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>申請地は、第3種農地で、農地転用許可基準エ－(ア)－b－(a)「住宅もしくは事業用施設が連たん」する区域の農地に該当するため、参集委員により協議した結果、許可として問題はないと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。以上です。</p>

議 長	<p>事務局の説明及び各地域調査委員長の報告が終わりました。ただ今の説明及び報告に対して、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第36号、農地法第4条許可申請に関する処分決定について、お諮りします。</p> <p>議案第36号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第36号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p>
議 長	<p>次に議案第37号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案を説明する前に、案件を事業別、地区別にまとめた4ページの総括表をご覧ください。</p> <p>上段の利用権設定等促進事業は、当月、案件はありません。</p> <p>次に、中段の農地中間管理事業は、賃貸借権設定新規10年1件、全地区合計1件の申請です。</p> <p>それでは、議案を説明します。</p> <p>6ページ、議案第37号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてです。</p> <p>7ページ、新規分の地区別実績表です。更新分がなかったため、8ページの合計の実績表と同じです。</p> <p>地区別の合計は、黒埼地区、利用権設定1件、面積、2,016㎡、合計3件、面積が6,190㎡です。</p> <p>9ページ、提案文です。</p> <p>「議案第37号 新潟市農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による新潟市農用地利用集積計画の決定について、下記のとおり提案する。 令和3年9月30日提出 新潟市西区農業委員会会長 本間雄一」 提案文以降が内訳で、それぞれの契約内容になります。</p>

議 長	<p>10ページ、定例総会で議案承認後に西区農業委員会会長から市長あての公告依頼文の案です。公告依頼日は令和3年10月15日です。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ今、事務局の説明がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
議 長	<p>(質問、意見なし)</p> <p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第37号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、お諮りします。</p> <p>議案第37号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p> <p>議案第37号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第39号、新潟市西区農業委員会文書事務取扱要領の廃止についてと、議案第40号、新潟市西区農業委員会行政文書管理規程の制定については、相互に関連がありますので、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第39号と第40号は関連がありますので、一括して説明します。説明の都合上、最初に議案第40号の新潟市西区農業委員会行政文書管理規程の制定について、説明します。</p> <p>追加の議案書その2の2ページです。</p> <p>新潟市では、以前から、職員が文書を作成したり、使用したり、保管したりする際の内部の決まりとして、新潟市文書規程を制定し、これに基づき、処理をしていました。</p> <p>一方、国は公文書を管理する統一的なルールを定め、国民への説明責任を果たすことを目的に、公文書等の管理に関する法律を制定し、地方公共団体に対しては文書の適正な管理に関する努力義務を規定しました。</p> <p>公文書とは行政文書と歴史公文書を併せた総称であり、行政文書とは職員が職務上作成、取得した文書であって、組織的に用い、保有している保有期間内の現用の文書とし、また特定歴史公文書は保存期間</p>

	<p>を経過し、行政を検証するために後世に残すべき重要な文書として、文書館を所管する長に移管されたものとそれぞれ定義しました。</p> <p>これを受けて、本市では、市民に信頼される公正で透明性のある市政運営を進めるためには、市の諸活動を説明する責務を果たすことが重要であり、文書館の整備と併せ、文書が適切に保存され、市政を検証するために後世に残すべき重要な文書が文書館に移管され、適切に利活用されるよう新潟市公文書管理条例を制定しました。</p> <p>議案第40号は、西区農業委員会も市と同様の内容で、新潟市西区農業委員会行政文書管理規程を新たに制定するものです。</p> <p>次に、1ページ、議案第39号、新潟市西区農業委員会文書事務取扱要領の廃止についてです。</p> <p>議案第40号で説明したとおり、国の法改正を受け、市が新潟市行政文書管理規則を制定したことに伴い、新潟市文書規程が廃止されましたので、西区農業委員会も新潟市西区農業委員会行政文書管理規程を新たに制定したことに伴い、従前の新潟市西区農業委員会文書事務取扱要領を廃止するものです。以上です。</p> <p>ただ今、事務局の説明がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし。)</p>
議 長	
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>最初に、議案第39号、新潟市西区農業委員会文書事務取扱要領の廃止について、お諮りします。</p> <p>議案第39号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第39号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第40号、新潟市西区農業委員会行政文書管理規程の制定について、お諮りします。</p> <p>議案第40号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議 長	<p>議案第40号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項、新潟市農用地利用配分計画（案）について、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理について、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、報告事項、農地の転用事実に関する照会書について、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>11ページ、報告事項、新潟市農用地利用配分計画（案）についてです。</p> <p>新規分の地区別実績表です。黒埼地区1件、面積、2,016㎡、全地区合計1件、面積、2,016㎡です。</p> <p>13ページの1号が内訳です。</p> <p>14ページの1号は、中間管理権の移転に関するものです。</p> <p>農用地利用配分計画（案）は、移転分も含めて2件です。以上です。</p>
事務局	<p>説明者が変わります。</p> <p>農地係所管の報告事項を説明する前に、3ページの地区別にまとめた総括表をご覧ください。下段の地区別件数表のとおり、全地区合計13件です。</p> <p>15ページ、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計1件、畑合計2筆、5,208㎡の解約を受理しました。</p> <p>16ページ、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計4件、田畑合計65筆、36,056.99㎡の相続による届出を受理しました。なお3号は、農業委員会による農地売却等あっせんの希望を予定しています。</p> <p>17ページ、報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計1件、畑合計1筆、618㎡の転用届出を受理しました。</p> <p>18ページ、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計5件、畑合計6筆、1,556㎡の転用届出を受理しま</p>

<p>議 長</p>	<p>した。</p> <p>20ページ、報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。新潟地方法務局及び新潟税務署から照会があったものは6件で、家屋の建築状況、非農地化した事実及び経過年数を確認し、現地調査の上、非農地として回答しました。以上です。</p> <p>ただ今の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご質問がないようですので、事務局報告のとおり決定します。以上で議事として提案した案件について終了します。事務局から報告事項等はありませんか。</p>
<p>事務局</p>	<p>21ページ、10、11月の業務日程です。</p> <p>はじめに10月の日程です。</p> <p>6日、水曜日、午前10時30分から、にいがた女性農業委員の会役員会が中央区で開催されます。江端委員が参加されます。</p> <p>同日、午前に引き続き、午後1時30分から、北信越ブロック農業委員会女性委員研修会が開催されます。この研修会は、昨年度、福井県で開催する予定でしたが、コロナウイルスの影響で1年延期となり、新潟・富山・石川・福井・長野の5県でオンラインでの開催となります。西区からは江端委員・鈴木委員が参加されます。</p> <p>7日、木曜日、午後1時30分から、農業者年金加入推進特別研修会がオンラインで開催されます。区役所303会議室において、高井委員、原田委員、江端委員が参加されます。</p> <p>15日、金曜日、午後3時30分から、新潟市6農業委員会連絡協議会が中央区で開催されます。会長、会長職務代理者が出席されます。</p> <p>26日、火曜日、午後3時から、第1地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。27日、水曜日、午後3時から、第2地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。</p> <p>29日、金曜日、午後3時から、10月定例総会を開催します。会場はいずれも区役所303会議室です。</p> <p>次に10月の申請締切日です。農地法10月総会分が10月11日、月曜日、農業経営基盤強化促進法11月総会分が10月25日、月曜日です。</p>

	<p>次に11月の業務日程です。</p> <p>22日、月曜日、午後1時30分から、新潟県農業委員会大会が中央区で開催されます。新型コロナウイルス感染症対策のため会場への参加には人数制限がありますが、オンライン中継が予定されています。後日、会場への参加者を決定したいと思います。</p> <p>25日、木曜日、午後3時から、第1地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。26日、金曜日、午後3時から、第2地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。</p> <p>30日、火曜日、午後3時から、11月定例総会を開催します。会場はいずれも区役所303会議室です。以上です。</p> <p>議長 ただ今の事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>（質問、意見なし）</p> <p>議長 ないようですので、以上で9月の定例総会を閉会します。</p>
--	---

議事録に相違ないことを認める。

議 長 本 間 雄 一

署名委員 江 端 美 春

署名委員 大 嶋 喜 芳